



## アユ釣り 6月1日 解禁!

6月1日(金)から酒匂川でアユ釣りが解禁となりました。昨年も多くの方が清流の中で釣りを楽しんでいました。アユ釣りの期間は10月14日(日)までの4ヵ月半です。釣りに興味がある方もそうでない方もゆったりとした時間の中で楽しんでみてはいかがでしょうか。

一方、酒匂川統一美化クリーンキャンペーン(下記掲載)も行われ、酒匂川を守ろうとしています。弁当や飲み物の容器等のゴミは必ず各自で持ち帰ることをお願いします。地球温暖化による生態系の破壊が危ぶまれるなか、子どもたちにも美しいままの酒匂川水系を引き継いでいきましょう。

※河川の増水等には十分に注意しましょう。

【問合せ】酒匂川漁業協同組合 ☎37-4277

### アユの試し釣り



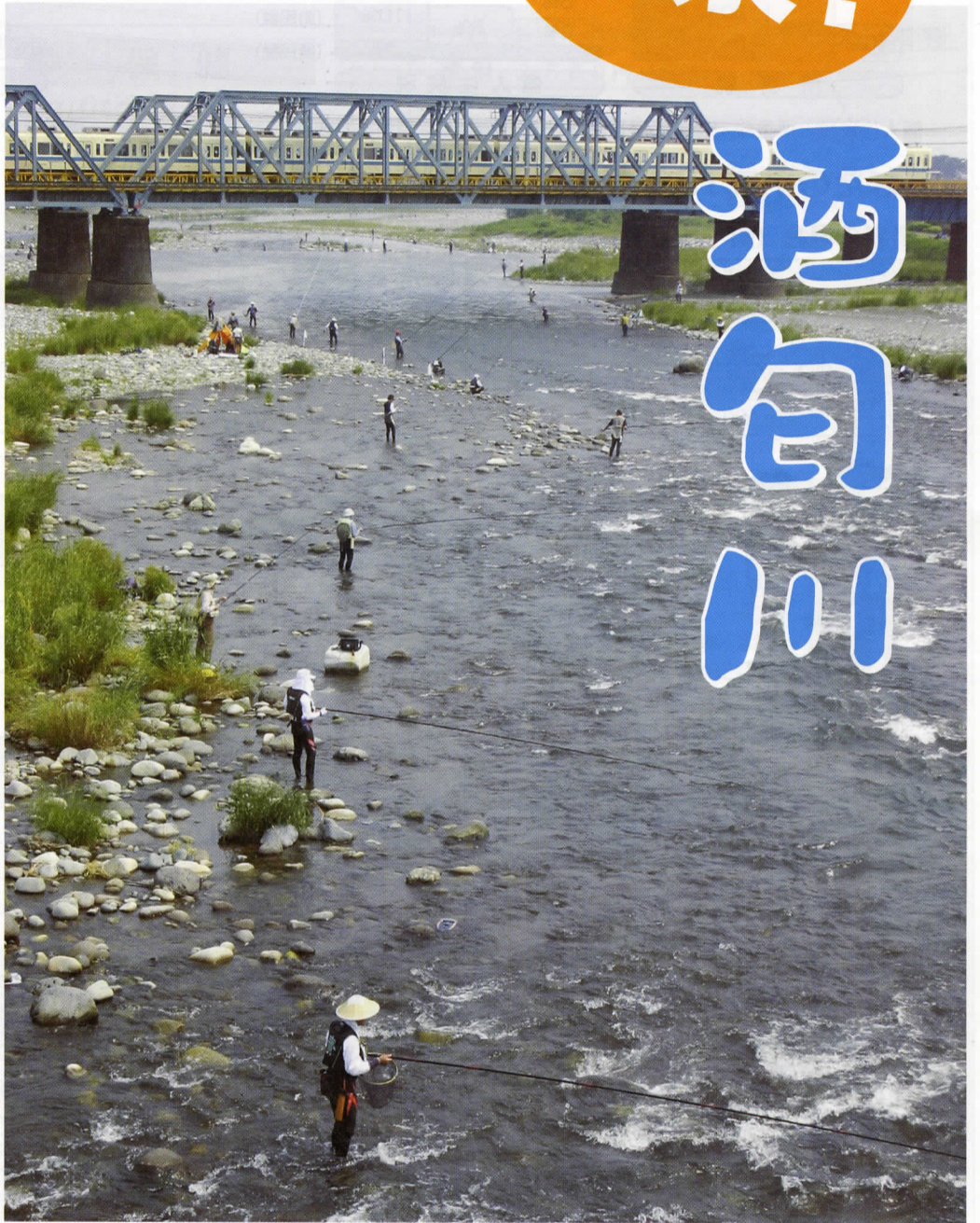
情報提供者	酒匂川漁業協同組合
釣果	今年のアユは平均で約15cm、松田地区では昨年よりも多く釣れました。今年が良い釣果が期待されます。

(平成19年5月17日実施)

6月1日(金)  
7日(木)

### 水道週間

『水道がうるおす  
日々の健やかさ』



▲昨年のアユ釣りの様子(十文字橋より撮影)

## 地域の河川をきれいに ～酒匂川統一美化クリーンキャンペーン～

5月20日(日)

5月20日(日)に「平成19年度酒匂川統一美化クリーンキャンペーン事業」の一環として、酒匂川・川音川と周辺の清掃を行いました。

松田地区の自治会や環境美化推進委員、松田ライオンズクラブ、松田子ども会、酒匂川漁業協同組合など、子どもから大人まで495名の参加協力がありました。やわらかな日差しの下、額には汗がにじみ、手にしたごみ袋はほぼいっぱい、回収したゴミは890kgになり、河川の周辺もすっかりきれいになりました。

私たちが快適な生活を送るためにも、地域の環境美化や限りある資源を再利用することを日ごろから皆で心がけましょう。



限りある資源として空カンも再利用できます。快適な日々を過ごすためにも、ゴミは持ちかえり、分別してください。



【問合せ】環境経済課環境係 ☎83-1228

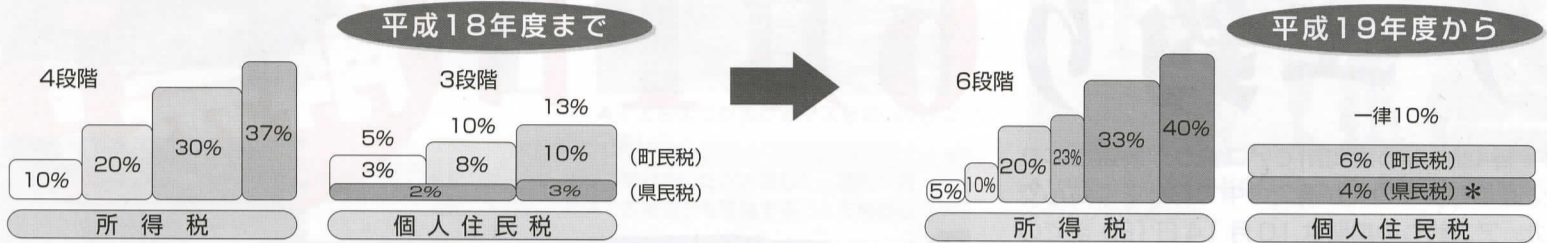
# 6月分から住民税が変わります！



税制改正によって国税である所得税の一部が、地方税である住民税へ移されることとなりました。個人住民税所得割の税率は、平成19年度から一律10%に変わり、国の所得税については4段階から6段階に変わります。この結果、例えば課税所得（所得から控除を差引いた額）200万円以下の方は、6月より個人住民税は5%

から10%に引き上げられますが、1月より所得税が10%から5%に引き下げられておりますので、全体の税額の負担はほとんど変わりません。但し、定率減税の廃止、高齢者非課税措置の段階的廃止、個人県民税超過課税等により実際の負担額は増額になりますのでご注意ください。

## 所得税と個人住民税の比較



個人住民税と所得税では、基礎控除や扶養控除などに差があります。

両税を合わせた税負担に変動が生じないように調整されています。

\* 下記の県民税超過課税は含まれていません。

## あなたの平成19年度の税額

### ●独身者の場合（給与所得者）

給与収入	平成18年度 (単位:円)			平成19年度 (単位:円)			負担増額
	所得税	住民税	計	所得税	住民税	計	
300万円	111,600	63,600	175,200	62,000	131,100	193,100	17,900円
500万円	232,200	154,700	386,900	160,500	265,400	425,900	39,000円
700万円	426,600	291,000	717,600	376,500	409,800	786,300	68,700円



### ●夫婦+子供2人の場合／子ども1人は特定扶養親族（給与所得者）

給与収入	平成18年度 (単位:円)			平成19年度 (単位:円)			負担増額
	所得税	住民税	計	所得税	住民税	計	
300万円	0	12,300	12,300	0	13,300	13,300	1,000円
500万円	107,100	74,300	181,400	59,500	140,100	199,600	18,200円
700万円	236,700	185,300	422,000	165,500	298,500	464,000	42,000円



### ●67歳以上の単身者の場合／昭和15年1月2日以降に生まれた方（年金受給者）

年金収入	平成18年度 (単位:円)			平成19年度 (単位:円)			負担増額
	所得税	住民税	計	所得税	住民税	計	
150万円	0	0	0	0	0	0	0円
200万円	28,800	6,900	35,700	16,000	25,600	41,600	5,900円
250万円	71,500	43,000	114,500	39,700	86,500	126,200	11,700円



### ●70歳以上の夫婦の場合（年金受給者）

年金収入	平成18年度 (単位:円)			平成19年度 (単位:円)			負担増額
	所得税	住民税	計	所得税	住民税	計	
150万円	0	0	0	0	0	0	0円
200万円	0	0	0	0	0	0	0円
250万円	28,300	25,400	53,700	15,700	43,400	59,100	5,400円



\*一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

## 控除の廃止と新たな課税

### ◎定率減税が廃止されます

景気対策の一環として、平成11年度から実施されてきた定率による税額控除が、平成19年度から廃止されます。

	平成18年度分	平成19年度分
住民税	所得割額の7.5%控除 (上限2万円)	廃止
所得税	平成18年分 所得割額の10%相当額 (上限12万5千円)	平成19年分 廃止

税負担の増額は税源移譲によるものではなく、下記の定率減税の廃止・高齢者非課税措置の段階的廃止・個人県民税超過課税等によって増額となります。

### ◎県民税の超過課税が始まります

神奈川県では、水源環境の保全・再生に継続的に取り組むための事業に活用する課税を実施します。

税率 均等割 300円上乘せ → 県民税の均等割1,300円  
所得割 0.025%上乘せ → 県民税の税率は4.025%  
期間 平成19年度 ~ 平成23年度

### ◎住民税高齢者非課税措置が段階的に廃止されます

対象者：67歳以上(昭和15年1月2日以前に生まれた方) 所得：125万円以下の方(年金収入24.5万円以下の方)

平成18年度分	平成19年度分	平成20年度分
税額の3分の2を軽減 (税額の3分の1を課税)	税額の3分の1を軽減 (税額の3分の2を課税)	廃止 (税額的全額を課税)



※障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方は、従来どおり非課税となります。



# 年金制度改正のお知らせ

厚生年金保険などの年金制度の改正が順次実施されております。平成19年4月からの主な変更点は、次のとおりです。

## 1. 70歳以上の方も、会社にお勤めの場合には、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となる場合があります。

70歳以上の方も、厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が48万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方は、対象となりません。

(手続き)

厚生年金の適用事業所の事業主は、70歳以上の従業員に係る雇用、退職または賃金等に関する届け書を、社会保険事務所へご提出ください。

※ご本人からの手続は不要です。

## 2. 今すぐ年金を受ける必要のない方は、老齢厚生年金を66歳以降に増額して受けられるようになります。

65歳から老齢厚生年金を受けることができる方が、65歳からは受けとらずに、66歳以降に支給の繰り下げの申し出をした場合は、そのときから増額された老齢厚生年金を受けることができます。

なお、老齢基礎年金については、従来から繰り下げ支給の制度があります。

(手続き)

老齢厚生年金の支給を繰り下げて増額された老齢厚生年金を受けようとする方は、所定の請求書を社会保険事務所へご提出ください。

## 3. 遺族厚生年金制度が見直されます。(右図参照)

### (1) 65歳以上の方の遺族厚生年金の支給方法の見直し

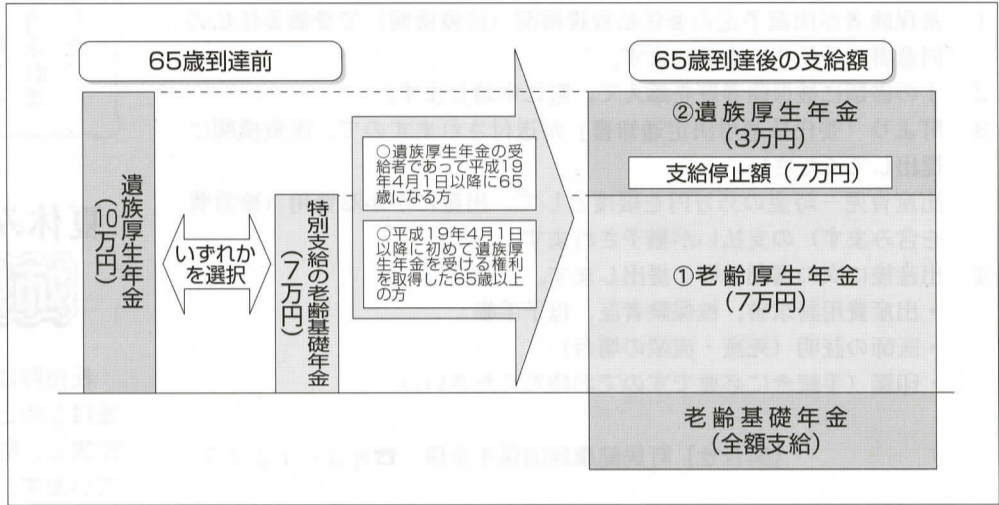
遺族厚生年金と老齢厚生年金等の受給権がある65歳以上の方は、

- ・ご自身の老齢厚生年金等は全額支給
- ・遺族厚生年金は、ご自身の老齢厚生年金等に相当する額が支給停止され、その差額のみ支給

※平成19年4月1日以前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、すでに65歳以上の方(昭和17年4月1日以前生まれの方)は、この新しい仕組みの対象となりません。

(手続き)

遺族厚生年金を請求する方が、老齢厚生年金等を受ける権利を有しているときは、遺族厚生年金の支給額を決定するため、遺族厚生年金と同時に老齢厚生年金等の請求をすることが必要です。

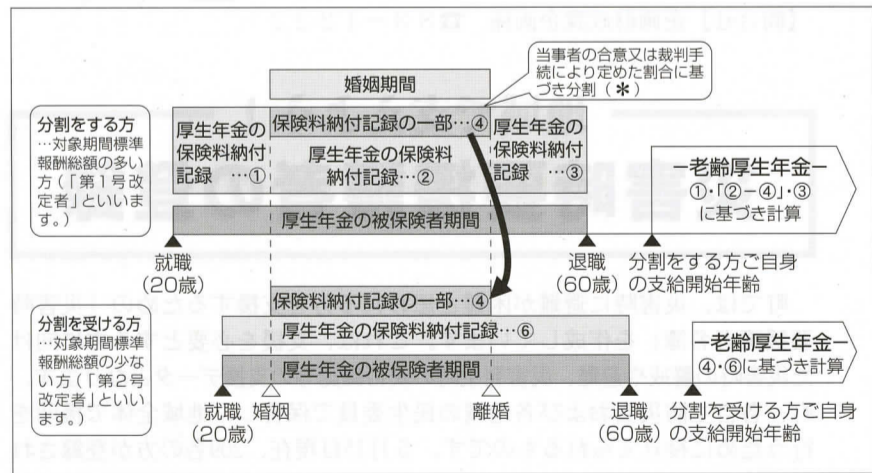
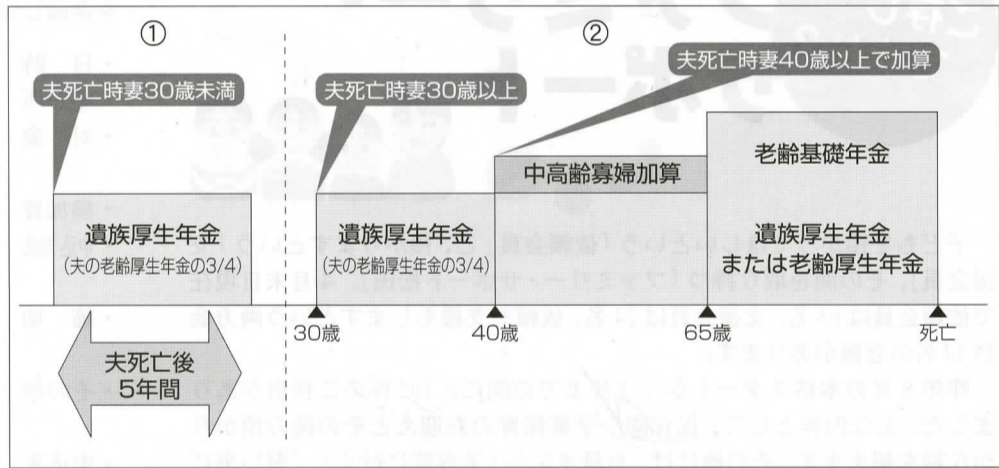


### (2) 若齢期の妻の遺族厚生年金制度の見直し(右図参照)

①夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります(子を養育しなくなったときに妻が30歳未満の場合には、その時点から5年間)。

②また、妻に対する遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算(年間594,200円)は、夫死亡時に40歳以上である妻に、65歳に到達するまでの間、支給されることとなります(従来は夫死亡時35歳以上である妻に対して40歳から支給)。

※平成19年4月1日以前にすでに受給権が発生した遺族厚生年金は、この新しい仕組みの対象となりません。



## 4. 離婚時の厚生年金の分割制度が導入されます。(左図参照)

平成19年4月1日以後に離婚された場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができる制度です。分割を受けた方は、ご自身の支給開始年齢から、分割後の厚生年金の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することになります。

ただし、老齢厚生年金を受給するためには、ご自身の年金加入期間(分割を受けた期間を除きます。)が、原則25年以上必要です。

(手続き)

年金分割の請求書に戸籍謄本や分割割合を定めた必要書類を添付して社会保険事務所へご提出ください。

※年金分割は、原則として、離婚した日の翌日から2年以内に請求する必要があります。

\*当事者の合意または裁判手続により分割割合(上限50%)を定める必要があります。

※社会保険事務所において、年金分割のために必要な割合等に関する情報提供を行っています。

## 5. ご本人からの申し出により、年金を受け取らないことができます。

ご自身の判断で年金を受け取らないことができます。年金を受け取らないことの申し出をしたときは、その翌月分から年金の支給が停止となります。なお、過去にさかのぼって申し出をすることはできません。また、いつでも将来に向かって年金の受け取りを再開することができます。再開の申し出をしたときは、その翌月分から年金が支給されます。

※この申し出を行った場合には、年金はさかのぼって支給されません。また、年金額が増額されることはありません。

【問合せ】小田原社会保険事務所 ☎22-1391

### 【問合せ・照会】

ねんきんダイヤル  
(年金被保険者) ☎0570-05-1165  
(年金を受けている方) ☎0570-07-1165

または、お近くの社会保険事務所・年金相談センターまでお願いします。

社会保険庁ホームページ  
<http://www.sia.go.jp/>

### 松田町出産育児一時金受領委任払制度

出産を控えた被保険者（国民健康保険）の一時的な出産費用の負担をやわらげ、安心して出産を迎えていただけるよう、出産育児一時金受領委任払制度を開始しました。

出産育児一時金受領委任払制度は、被保険者があらかじめ町（町民健康課国保年金係）で必要な手続きをとることにより出産にかかる費用を出産育児一時金（35万円を限度）の中から被保険者にかわって町から直接委任払取扱機関（医療機関等）に支払う制度です。

#### 【利用対象者】

妊娠4月以上で松田町の国民健康保険に加入されている方です。

ただし、松田町国民健康保険税に滞納がある場合、又は他の健康保険から出産育児一時金に相当する給付を受けることができるとみなされる場合は、この制度の適用は受けられません。

#### 【手続き】

- 1 被保険者が出産予定の委任払取扱機関（医療機関）で受領委任払の同意書（委任状）を受けます。
- 2 1の書類に被保険者証を添えて、町に申請します。
- 3 町より「委任払適用決定通知書」が送付されますので、医療機関に提出してください。  
出産育児一時金の35万円を限度として、出産にかかる費用（検診費を含みます）の支払いが猶予されます。
- 4 出産後に次の書類を町に提出します。
  - ・ 出産費用請求書、被保険者証、母子手帳
  - ・ 医師の証明（死産・流産の場合）
  - ・ 印鑑（手続きに必要ですのでお持ちください。）

【問合せ】町民健康課国保年金係 ☎83-1225

ご存じですか？ **ファミリー・サポート**



子どもを預かってほしいという「依頼会員」と、預かりますという「支援会員」、その間を取り持つ「ファミリー・サポート松田」。4月末日現在で依頼会員は63名、支援会員は24名、依頼も支援もしますという両方会員14名の登録があります。

昨年8月の本格スタートから4月までの間に、195件のご利用がありました。主な内容として、保育園や学童保育のお迎えとその後の預かりが6割を超えます。その他には、お母さんが「美容院に行く」、「習い事に行く」、夫婦で「外出する」などといった例があります。

この制度は自発性と責任性を尊重するため、有償ボランティア制度をとっています。基本的な料金は次のとおりです。また、万一に備え事務局の負担で保険に加入します。

月～金曜日の午前6時～午後10時	1時間 700円
土・日・祝日および年末年始ならびに上記時間外	1時間 900円

### 会員募集・研修会開催

各会員とも随時募集しています。依頼会員は申し込みの際に専属のスタッフから内容についての説明を受けることで利用できます。支援会員および両方会員は研修を受けることを必須としています。次回の研修会は、次のとおりです。

- 日時 7月11日(水)・12日(木) 午前9時15分～正午  
\*2日間の受講が無理な場合は、事務局にご相談ください。
- 場所 町民文化センター 3階大会議室  
\*託児を希望される方は、申し込み時にお申し出ください。
- 申込み ファミリー・サポート松田までお申し込みください。  
締切 7月4日(水)
- 問合せ ファミリー・サポート松田 ☎83-3123  
福祉課子育て支援係 ☎83-1226

【問合せ】福祉課子育て支援係 ☎83-1226

### 春の叙勲



瑞宝双光章  
山岸勝さん  
(かなん沢自治会)

4月29日、春の叙勲受章者が発表され、町では1名の方が受章されました。

山岸さんは、昭和22年松田町消防団第2分団に入団されました。部長、班長、副団長を歴任し、昭和57年には団長に就任、入団から39年4ヶ月の長きにわたり、消防精神の高揚と技術の練磨に務め、消防の任務達成と自治消防の育成に貢献されました。  
また、5期20年町議会議員として町議会副議長、農業委員、監査委員等の要職を歴任し、地方自治行政に尽力されました。その功績が認められ、この度の受章となりました。

### 夏休み「九十九里浜」を体感してみませんか？

### 姉妹町交流事業参加者募集

松田町は、千葉県横芝光町と姉妹町交流の協定を締結し、産業まつりをはじめとした各種交流を行っています。横芝光町は、千葉県北東部に位置し、町の南側は太平洋に面した白砂青松の続く九十九里浜が広がっています。

町では夏休みに、この66キロにわたる日本有数の砂浜で磯遊びや海亀の産卵場所の見学など、小学生の皆さんに体感してもらうためのツアーを企画しました。皆さんの応募をお待ちしています。

- ・日時 平成19年8月2日(木) 7:00～19:00 (予定)
- ・場所 千葉県横芝光町「九十九里浜」ほか
- ・対象 町内在住の小学校3・4年生と保護者  
(1組2名まで18組募集)
- ・参加費 1組2,000円
- ・申込方法 往復はがきに住所・参加者氏名・連絡先を記入の上、下記申込先まで郵送して下さい
- ・締切 6月22日(金) 必着  
\*申込多数の場合は抽選とさせていただきます。
- ・その他 貸切バスで現地に向かいます。  
昼食・飲物は持参してください
- ・申込先 〒258-8585 松田町松田惣領2037  
松田町役場企画財政課企画係

【問合せ】企画財政課企画係 ☎83-1222

### 地域で支えよう！

### 災害時要援護者の登録

町では、災害時に避難が困難と思われる方を支援するための「災害時要援護者名簿」を作成しています。これは、支援を必要とする方に向けた災害時の警戒や避難、災害発生時の安否確認等の支援データとなります。町、各自主防災会および各地域の民生委員で保管し、地域全体で援助を行うために役立てられるものです。5月15日現在、209名の方が登録されています。登録を希望する方は、福祉課までお申し出ください。

なお、登録の対象となる方々の中で、自らお申し出いただくことが困難と思われる方については、ご家族の同意を得た上で登録させていただきます。登録の対象となるおおよその目安は、町内に在住の方々です。

#### <対象>

- ①要介護状態で移動が困難な方
  - ②身体障害1・2級の方、知的障害児者、精神障害者の方で支援が必要な方
  - ③一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯・寝たきり高齢者・認知症高齢者・虚弱高齢者・難病患者の方で災害時等に支援を必要とする方
- ※高齢者とは、65歳以上の方をいいます。  
※作成した名簿は、目的以外に使用することはありません。

【問合せ】福祉課福祉推進係 ☎83-1226

# 図書館 だより



## 今月の行事

**開館時間** 9:30~17:00  
**休館日** 毎週月曜日、  
8日、27日(点検のため)  
**おはなし会** 5日、12日、19日の火曜日  
15:30~16:00、子どもコーナー  
**寄出張所図書館** 月~金曜日13:30~16:00

## 新着図書

### 一般書

「<スピリチュアル>はなぜ流行るのか」 磯村健太郎  
「悪人」 吉田修一  
「作家の手紙」 有栖川有栖ほか  
「離婚美人」 藤本ひとみ  
「できるゾ離婚 やるゾ年金分割」 味岡康子ほか  
「世なおしトークあれこれ」 美輪明宏  
「家日和」 奥田英朗  
「相棒に手を出すな」 逢坂 剛  
「佑樹」 斎藤寿孝・しづ子  
「野村胡堂探偵小説全集」 野村胡堂  
「藤沢周平 父の周辺」 遠藤展子

## 今月の1冊

「バルターザール・グラシアン  
の賢人の知恵」  
バルターザール・グラシアン著  
1601年生まれのパロディが書  
いた本。ショーペンハウエル、  
森鷗外などに影響を与えた処世  
訓。



## 児童書

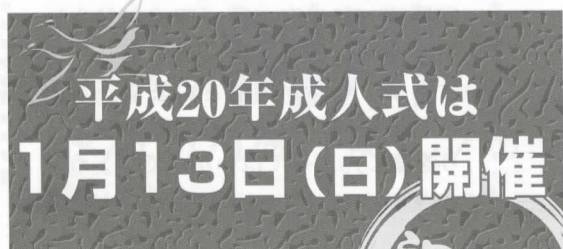
「つるばら村の理容師さん」 茂市久美子  
「ちゃいます ちゃいます」 内田麟太郎  
「大きなウサギを送るには」 ブルクハルト・シュビネン  
「森大衛のなるほど書道入門」1~3巻 森 大衛  
「みどパン協走曲」 黒田六彦  
「ナディアおばさんの予言」 マリー・デプルシャン

## 今月の1冊

「ミステリーセレクション」全10巻  
赤木かん子編  
ミステリー小説を読んだこと  
のない人にもこの短編集はなん  
ておもしろいものだと感じてい  
ただけるとおもいます。



※以上は新着200冊の抜粋です。1日から展示し  
て予約を受け付け、9日から貸し出します。雑誌の  
リサイクルは2日と16日に分けて出します。



来年の成人式は、  
1月13日(日)の午前10時から行います。

○対象者 昭和62年4月2日  
~昭和63年4月1日生まれの方

※詳細については、12月1日おしらせ号に掲載  
するとともに、対象者へ直接通知します。なお、  
住民登録を他市町村に移している方で、松田町の  
成人式に出席を希望する方は、12月1日以降に  
ご連絡ください。

【問合せ】教育課生涯学習係 ☎83-7021

## 相 談

**法律相談**  
1日(金)、7月3日(火)  
9:15~11:45  
町役場会議室  
<事前予約制>※先着6名まで  
【問合せ】  
庶務課庶務係 ☎83-1221

**人権・行政相談**(時間は受付時間)  
15日(金)  
10:00~11:30  
町民文化センター第2学習室  
【問合せ】  
福祉課子育て支援係 ☎83-1226

## 保 健

**ママパクラス**  
1日(金)13:15~13:30  
山北町健康福祉センター  
**すくすく育児相談**  
5日(火)9:30~10:30  
松田町保健センター  
**3~4か月児健康診査、BCG接種**  
6日(水)13:00~13:15  
松田町保健センター  
【問合せ】  
町民健康課健康づくり係 ☎83-1225

## 納 税

**町民税(1期)**  
7月2日(月)  
【問合せ】  
税務課町民税係 ☎83-1224

**国民健康保険税(2期)**  
7月2日(月)  
【問合せ】  
町民健康課国保年金係 ☎83-1225

※税金等のお支払いは、便利な  
口座振替をご利用ください。

## 水道修理当番表

日	業者名	電話
1~7	(有)松田設備工業	☎82-0609
8~14	(有)加賀設備工業	☎82-4991
15~21	(株)熊沢工務店	☎34-2511
22~28	(有)渋谷管工	☎89-2528
29~30	(有)筆屋商店	☎83-0100

### お詫びと訂正

先月の広報5月号でご紹介した松  
田町消防団第7分団長は古谷 榮一  
様ではなく尾崎 豊様の誤りでした。  
訂正するとともに深くお詫び申し上  
げます。

## 西平畑公園の催し物

休 園 日 4、18、25、26日 開園時間 9:00~17:00

ハーブ館工房 喜楽花人(予約制) 開館時間  
9:30~17:00  
※休館日 4、18、25、26日 ☎・FAX 83-7707

開催時間 各教室とも10時~

①ドライフラワー教室：パラソルオーナメント  
~ラベンダーの香りを添えて~

ブルーのパラソルにドライフラ  
ワーをアレンジします。

費用 3,600円(税込)



②陶芸教室：アロマポット  
(フリーの作品作りもOK)

費用 3,200円(税込)

③アロマ教室：キッチンスプレーとラベンダーの小物  
費用 2,500円(税込)

④特別企画：メンズアロマセラピー(9日)

男性向けアロマセラピー教室を開催します。  
(初心者も歓迎、カップルでの参加もOK)

費用 2,000円(税込)

※ハーブフェスティバル(6月9日~17日開催)  
期間限定のイベントもあります。(6面に掲載)

自 然 館 ※休館日 4、18、19、25、26日  
☎・FAX 82-7345

日 曜	催 し 物	時 間
30 土	◆第83回 ミニたんけん日 水中の微生物「プランクトン」を 観察し、飼育法を知る 会場 松田町自然館 対象 小・中学生、一般 申込み 6月27日(水)まで、 自然館(☎82-7345)へ 参加者氏名・人数・電話番号をお知 らせ下さい。	9:30~11:30

### ○西平畑公園の自然 ~樹木園でもヤマボウシが~

梅雨時、箱根山中で新緑の葉に純白な可愛いら  
しい花を見かけたことがあるでしょう。この可憐  
な花が自然館の樹木園でも見ることが出来ます。  
この花の名前は「比叡山延暦寺の山法師の姿に似  
ている」ことから付いたそうです。ぜひ確かめに  
来館してみたいはいかがでしょうか。

子どもの館 ※休館日 4、18、19、25、26日  
☎・FAX 82-9869

日 曜	催 し 物	時間	参加
10 日	手作り広場 「クラフトテープのボール」 材料費100円	①10:30 ②11:30 ③14:00 ④15:00	各10人
16 土	たのしい広場 ~紙芝居とわらべうたあそ び ほか~	①11:00 ②12:00 ③13:30 ④14:30	参加 自由
17 日	たぐらが劇場 「ことばあそびと絵かきうた」 アナグラム (ことばの組みかえあそび)	13:30 ④14:30	参加 自由

## 町民文化センター大ホール催し物

5月24日現在  
☎83-7021

日 曜	催 し 物	開演	入場料	主催者等
10 日	ラボ教育センター テーマ活動大会	10:00	300円	ラボ教育センター 03-5324-3418
24 日	相洋高等学校吹奏楽部 第27回定期演奏会	13:30	自由	相洋高校 22-0211

※内容・入場券等は、主催者に直接お問い合わせください。  
※主催者の都合により、内容が変更される場合がありますのでご了承ください。なお、来館には公共交通機関をご利用ください。  
※今月の休館日は、4、8、11、18、25、27日です。なお、8日は消防点検のため午前9時から午後5時まで臨時休館、午後  
5時から午後9時までの開館となります。27日は電気点検・館内消毒のため終日臨時休館です。

▼5月11日に交通安全パレードが開催されました。松田警察署管内をパトカー、オープンカー、オートバイ、交通安全指導車などで巡回し、交通安全の呼びかけを行いました。



▲子どもたちが逃げるマスを追いかけていました。



カメラレポート

寄自然休養村 若葉まつり



▲今年も5月5日(こどもの日)に寄・若葉まつりが開催され、多くの人が訪れました。



▶5月13日に消防ポンプ性能検査が親水広場で行われました。

▼永山栄一さんよりご寄附をいただきました。酒匂川河川敷に大井町と共同で広場などを整備することを検討しています。



▼子どもたちの寄祭囃子



寄祭囃子

春のハーブフェスティバル 6月9日(土)~17日(日) 午前9時~午後5時

【問合せ】松田山ハーブガーデン ☎85-1177



フェスティバル 期間限定!

ハーブ館工房 暮楽花人

当日でもお気軽にどうぞ! 「ミニパソルのフラワーアレンジメント」 費用:1,000円(税込) 時間:10時~15時 場所:ハーブ館2階工房 ※その他、定期開催の教室も行っています。詳細は、広報5面をご参照ください。

期間中のイベント

○カンタン!アロマテラピー お好みのエッセンシャルオイルを使って、虫除けやデオドラント用スプレーを手作りできます。お子さんと一緒に、ハーブの石けんづくりもできます。 開催日:期間中毎日 費用:600円~ 場所:ハーブ館2階工房

体験教室 ルバーブのジャム作り

ルバーブはタデ科の一種で、ジャムやお菓子づくりに適したハーブです。オリジナルの手作りジャムをお土産にいかがですか。(主催:松田ハーブ研究会) 開催日:期間中毎日 費用:300円 時間:11:00~14:00 場所:ハーブ館駐車場

松田山特産品コーナー

ハーブの苗、ハーブクラフト、新鮮野菜などの販売があります。

ハーブ館レストラン

ハーブガーデンで採れた新鮮なハーブを使ったパスタ、サラダなどお楽しみください。 営業時間:10:00~16:30 (16:15オーダーストップ)

ランチタイム 11:00~15:30

- ☆メニュー
・あさりとタイムのパスタ
・スパイスたっぷり辛口ビーフカレー
・ケーキセット
・オリジナルハーブティーなど

新緑の季節に花めぐり

あしがら花紀行

「松田山ハーブフェスティバル」と同期間、開成町では「開成あじさい祭」、南足柄市では「南足柄ハナアオイまつり」が開催されます。ちょっと足を伸ばし、足柄地域の花めぐりを楽しんでみてはいかがでしょうか。

この広報誌は、環境保全と資源保護のため、100%古紙を利用したりリサイクル用紙を使用しています。また印刷に使われるインクは環境にやさしい大豆インクを使用しています。

Table with columns for Name (氏名), Age (年齢), and Region (地区). Lists names like 小宮 春江, 鈴木 邦之助, etc., and their respective ages and locations.

Table titled '人口と世帯数' (Population and Households) showing data for May 1st current and previous month comparisons for population and households.